

プールろ過装置等保守点検業務委託特記仕様書

委託内容	秋田県立視覚支援学校、秋田県立聴覚支援学校、秋田県立秋田きらり支援学校の屋外プール及び水治学習室における、ろ過装置及び自動塩素滅菌装置等の保守点検等
委託期間	契約日から令和2年10月31日まで
実施場所	屋外プール、水治学習室及びプール機械室等

業 務 内 容

屋外プール、水治学習室のろ過装置及び自動塩素滅菌装置等を発注者が使用できるように保守点検するものとする。

(1) 点検対象

① ろ過装置

屋外プール (APF-60PB-E型)

水治学習室 (CFP-50QH-5A型)

② 自動塩素滅菌装置 (SB)

③ その他

エアーコンプレッサー (0.2LE-8TZ)

ルーツブロアー (BSS20)

水位計、量水器、制御盤

(2) 保守点検業務内容

① 機器装置作動点検

② 自動塩素滅菌装置点検整備 (残留塩素計、殺菌剤注入ポンプ)

③ ろ過装置ろ過剤状態確認、手動逆洗によるろ剤の洗浄

④ 自動運転確認等総合運転調整

(3) 点検等内訳及び回数

① プール使用前の試運転稼働

屋外プール 1回

水治学習室 1回

② プール使用中の保守点検

屋外プール 1回

水治学習室 1回

- (4) 業務に従事する者
管工事施工管理の1級又は2級の資格を有する者を配置すること。
- (5) 作業期間
作業は発注者との調整の上、作業する日時を設定するものとする。
- (6) 作業機材負担区分
委託業務の実施に要する機械、器材及び材料はすべて受注者の負担とする。
ただし、委託業務の実施に要する光熱水費については、発注者が負担する。
- (7) 業務完了報告
業務を終了したときは、業務完了報告書を提出するものとする。
- (8) その他
- ① 保守点検以外にも、発注者より突発的な不具合対応及び調査の依頼等があった場合は要請に応じること。
 - ② 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。